

新しく採用された方や被扶養者申告書を提出される皆さまへ

当組合の資格を取得されてから、加入者情報が反映されたマイナ保険証を速やかにご利用頂くには、当組合が正確な資格情報のデータ登録を迅速に行い、またデータ登録の完了について皆さまへご案内することとなります。

については、当組合がデータ登録に必要な加入者情報について、お勤め先から届出を受けてからマイナ保険証として利用できるまでの期間の目安、データ登録完了の通知書及びその他留意点についてお知らせしますので、ご承知おき願います。

1 正確な資格情報のデータ登録

(1) データ登録の完了に要する期間

資格取得届等にマイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届等が当組合に提出されてから（被扶養者については当組合が認定した後）、5日以内にデータ登録が完了します。

- ・ 法令上資格取得届等にはマイナンバーの記載が求められており、データ登録にはマイナンバーの記載が必要となります。
- ・ マイナンバーが正確に記載されていない場合には、データ登録が完了するまでお時間をいただき、データ登録が完了するまでマイナ保険証利用はできません。

2 データ登録の完了について

- (1) データ登録完了後、当組合からお勤め先に「資格情報通知書」を送付します。
- (2) 「資格情報通知書」が届いてからマイナンバーカードによる受診が可能となります。
- (3) マイナ保険証により保険診療を受ける場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の加入者情報として資格変更後の情報が登録（反映）されていること確認してください。

3 データ未登録時における資格確認書の職権交付

- (1) 例外的な対応として、当組合への資格取得届等の提出から（被扶養者については認定後）一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないと見込まれる場合、又は完了できなかった場合は、資格確認書を職権により交付します（有効期限は原則、1か月以下）。
- (2) 資格確認書の有効期限の満了日までに、お勤め先に対して正確なマイナンバー等の提出について、確認をしてください。